

社会福祉法人高島町社会福祉協議会
役員 の 報 酬 等 に 関 す る 規 程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高島町社会福祉協議会の定款第 24 条の規定に基づき、役員 の 報 酬 等 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る も の で あ る。

(用語の定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の額)

第3条 役員 の 報 酬 は、別表1に掲げるとおりとする。

別表1

区分	報酬額	備考
会 長	240,000円/年	
副 会 長	50,000円/年	
常 務 理 事	150,000円/月	常勤
監 事	10,000円/年	

(報酬の支給)

第4条 報酬の支給は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 報酬が年額の場合は、当該年度中に1回又は2回に分けて支給し、月額の場合は、当該月ごとに支給する
- (2) 年度の中途において就任した役員 の 報 酬 は その 月 から 対 象 と し、年 度 の 中 途 に お い て 退 任 し た 場 合 は その 月 ま で を 対 象 と し て、そ れ ぞ れ 月 割 り に よ り 算 出 し た 額 を 支 給 す る。
- (3) 報酬の支給が前各号によりがたい場合は、会長が別に定める

(費用弁償)

第5条 役員が、その職務のため、理事会及び監事会に出席したときは、別表2により費用を弁償する。

別表2 費用弁償の額

日当(日額) 2,000円
車賃 別表3のとおり

別表3 車賃の額

区分	該当地域	車賃の額
1	大町一、大町二、大町三、横町、桜木町、幸町一、幸町二、幸町三、北目、荒町一、荒町二、元町、元町三、旭町、御入水、弥生町、泉岡、根岸、三条目、相森	0円
2	青葉町、安久津一、安久津二、緑町、鳥居町、小郡山、高安、塩森、飯森、日向、大笹生、細越、山越、竹上、竹中、竹下、竹向、深上、西館、中組、砂押、大新、中才、東本町、西本町、	300円

	館の内、桐町、山崎、柏木目、川沼、亀岡一、亀岡二、亀岡三、亀岡四、船橋、文殊ヶ丘、元山崎	
3	駄子町、金原湯在家、金原熊の前、上駄子町、野手倉、入生田南、入生田西、入生田北、露藤上、露藤中、露藤下、下町、沢口、駅前、本町、中瀬、石岡、上山崎、若葉平、駅東	450円
4	蛭沢、金原新田、弁天前、下宿、上宿、中島南、中島北、中和田東部、中和田西部、元和田北、元和田西、下和田12、下和田北、下和田南、馬頭東、馬頭西、仲町、宮町、共栄、家中、蛇口、上平柳、西町、津久茂、夏刈	600円
5	入蛭沢、田沢、筋、中、時沢、川北下、佐沢上、佐沢下、南佐沢、三軒屋、上町、小其塚	750円
6	入、上和田一、上和田二、上和田三、両組、川北上、立石	900円
7	海上小倉	1,100円

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成30年6月14日 一部変更
- 3 平成31年3月26日 一部変更